

下 仁 田 町 障 害 者 計 画

—第5期—【素案】

～ 相互に助け合い明るく暮らせるまちづくり ～

令和7年2月

下仁田町

目 次

第1章 『障害者計画』の策定にあたって.....	2
1. 基本的な考え方.....	2
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画の期間・対象.....	3
第2章 障害者の現状.....	4
1. 下仁田町の人口構造.....	4
2. 身体障害者.....	5
3. 知的障害者.....	6
4. 精神障害者.....	6
5. 難病.....	7
第3章 施策の体系.....	8
1. 計画の基本理念.....	8
2. 計画の基本目標.....	8
3. 施策の体系.....	9
第4章 個別施策の展開.....	10
1. 地域でともに生活するために.....	10
1) 総合相談窓口.....	10
2) 保健・医療.....	14
3) 福祉サービス.....	18
2. 生きがいを持って生活するために.....	28
1) 教育・育成.....	28
2) 雇用・就労.....	29
3. 地域で安心して生活するために.....	32
1) 社会参加.....	32
2) 生活環境.....	38
第5章 計画の推進に向けた取組方針.....	42
1. 計画の推進体制.....	42
2. 計画の検証・評価.....	42
参 考 資 料.....	43
障害福祉事業に関する調査.....	43
下仁田町障がい者計画等策定懇談会設置要綱.....	44
下仁田町障がい者計画等策定懇談会.....	45
懇談会委員.....	45

第1章 『障害者計画』の策定にあたって

1. 基本的な考え方

下仁田町では、「下仁田町第5次総合計画」において「人が輝き、暮らしが輝き、未来が輝くまち しもにた」を望ましい将来像として掲げ、医療・保健・福祉の充実を目指し、相互に助け合い明るく暮らせるまちづくりを進めてきました。

最近の障害者福祉を取り巻く環境は大きく変化し、令和5年3月に国が策定した第5次障害者基本計画では、障害者を「必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体である」と捉え、障害者の自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会参加を制限している障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本補的な方向を定め、施策の推進を図ることとしています。

このような障害者を取り巻く社会情勢の変化は、本人の自己決定の尊重と、適切な意思決定への支援の重要度を高めており、障害者差別や権利利益への侵害をなくす「障害者の権利擁護」や、社会的障壁をなくす「合理的配慮」も強く求められています。

本計画は令和6年度までの前期計画が計画期間を終えることから、前述した社会情勢の変化や、地域の実情を勘案して計画を見直し、下仁田町が推進する障害者施策の基本的な方針を新たに定めるものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」に基づき、下仁田町の障害者施策を総合的に推進するための計画です。

この計画は、障害のある方に対する広報・啓発、保健、医療、福祉、教育、就労、まちづくりなどの関連施策を体系的に示し、本町の実情に合った計画的かつ効果的な障害者施策を明らかにするものです。

なお、本計画は、「福祉に関するアンケート調査」（令和6年11月実施）結果と「下仁田町障がい者計画等策定懇談会」における検討を反映して策定したものです。

3. 計画の期間・対象

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお具体的な施策の実施にあたっては、社会情勢や財政状況の変化に柔軟に対応するため必要に応じて見直しを行います。

「障害のある方（障害者）」の概念は、障害者基本法に基づく、「身体障害」「知的障害」及び「精神障害」を有する方のほか、発達障害支援法における「自閉症等の発達障害を有する方」と捉えます。また難病*により生活に支障のある方も「障害者」の範囲に含まれます。ただし、各障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲は、個別の法令などの規定によりそれぞれ限定されます。

障害のある人もない人も、分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すためには、あらゆる市民の理解と協力が必要であることから、全市民を計画の対象とします。

難病*：厚生労働省の定めた「難病対策要綱」によれば①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病としています。難病のうち指定された特定の疾患を指定難病といいます。

第2章 障害者の現状

1. 下仁田町の人口構造

下仁田町の総人口は、令和5年4月1日現在 6,260 人で、うち「年少人口（0～14 歳）」は 275 人（4.4%）、「生産年齢人口（15～64 歳）」は 2,642 人（42.2%）、「高齢人口（65 歳以上）」は 3,343 人（53.4%）となっています。

令和2年と令和6年を比較すると総人口で 887 人減少し、「年少人口」は 99 人減少（0.8 ポイント減少）、「生産年齢人口」は 597 人減少（3.1 ポイント減少）、「高齢人口」は 191 人減少（4.0 ポイント増加）しており少子・高齢化が進んでいる状況にあります。特に生産年齢人口の減少が顕著です。

■人口・世帯の推移

	人口（人）	世帯数（戸）	0～14 歳 （人）	15～64 歳 （人）	65 歳以上 （人）
令和 2 年	7,147	3,307	374	3,239	3,534
令和 3 年	6,920	3,266	343	3,063	3,514
令和 4 年	6,711	3,236	308	2,922	3,481
令和 5 年	6,470	3,185	291	2,782	3,397
令和 6 年	6,260	3,139	275	2,642	3,343

（資料：各年 4 月 1 日現在 住民基本台帳）

2. 身体障害者

令和5年度における身体障害者（身体障害者手帳交付者数）は347人で、令和元年度と比較すると57人減となっています。

令和5年度（2月1日現在）の等級別交付状況は1級が112人（32.3%）、2級が41人（11.8%）、3級が44人（12.7%）、4級が112人（32.3%）、5級が11人（3.2%）、6級が27人（7.8%）で1級と4級の占める割合が高く、等級別の経年変化も大きな変化はみられません。ただし、この数字は身体障害者手帳を取得されている方の人数であり、実際には障害があっても、手帳の取得をされていない方も存在すると思われます。

■身体障害者手帳交付者数の比較

	合 計	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
令和元年度	404 人	132 人	51 人	52 人	127 人	13 人	29 人
		32.7%	12.6%	12.9%	31.4%	3.2%	7.2%
令和5年度	347 人	112 人	41 人	44 人	112 人	11 人	27 人
		32.3%	11.8%	12.7%	32.3%	3.2%	7.8%

3. 知的障害者

療育手帳は、知的障害者が各種の相談や福祉の援助をより円滑に受けるために本人や保護者の申請に基づき交付するものです。令和5年度（2月1日現在）における知的障害者（療育手帳所持者数）は109人で、令和元年度と比較すると33名の増加がありました。程度区分は、最重度・重度のAが33人（30.3%）、中・軽度のBが69人（63.2%）と中・軽度の方が多くなっています。また18歳未満の方は、Aが2人（1.8%）、Bが5人（4.6%）で合計7人（6.4%）となっています。

■療育手帳所持者数の比較

区分	年齢	令和元年度	令和5年度
A	18歳以上	24人（31.6%）	33人（30.3%）
	18歳未満	2人（2.6%）	2人（1.8%）
B	18歳以上	48人（63.2%）	69人（63.3%）
	18歳未満	2人（2.6%）	5人（4.6%）
合計		76人	109人

4. 精神障害者

令和5年度における精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者数）は75人で、この5年間に10人増加しています。等級別交付状況は1級が21人（28.0%）、2級が37人（49.3%）、3級が17人（22.7%）です。手帳を持たなくても、自立支援医療費（精神通院医療）を受給し精神疾患の治療を受けている方も増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の比較

	合 計	1 級	2 級	3 級
令和元年度	65 人	25 人	29 人	11 人
		38.5%	44.6%	16.9%
令和5年度	75 人	21 人	37 人	17 人
		28.0%	49.3%	22.7%

5. 難病

下仁田町では、次頁に該当する特定疾患等で闘病生活を続けている方及び町長が認めた方に対して特定疾患等患者見舞金を支給しています。令和5年度に29人の方が特定疾患等患者見舞金を受給しています。平成27年1月からは、公費負担対象外であった特定疾患のうち、指定難病として指定されたものについて医療費助成が開始され、これに伴い町も特定疾患等患者見舞金の対象となっています。

「特定疾患等の患者」

- ・群馬県が実施する特定疾患医療給付実施要綱(平成10年3月20日群馬県保健福祉部長通知保予第560号)別表に定める疾病患者 341 疾病 (2024 年 7 月現在)
- ・群馬県が実施する小児慢性特定疾患医療給付実施要綱(平成2年7月11日群馬県環境衛生部長通知保予第198号)別表に定める20歳未満の疾病患者
16 疾患群 788 疾病 (2024 年 6 月現在)
- ・群馬県が実施する慢性疾患児医療給付実施要綱(平成2年7月11日群馬県環境衛生部長通知保予第198号)に定める20歳未満の疾病患者
………見舞金は年額 20,000 円

「町長が認めた特定疾患等患者」

- ・町長が認めた次表に掲げる特定疾患患者に準ずる難病患者(以下「難病患者」という。)でその支給要件を満たしている疾病患者

町長が認めた難病患者疾患名	支給要件	支給年額
心臓機能障害	1～3級	7,000 円
腎臓機能障害	1～3級	
ぼうこう・直腸障害	身体障害者手帳所持者	
リウマチ	1～3級	
こんにゃくぜんそく	こんにゃくを原因とする者	6,500 円
	こんにゃく・その他を原因とする者	4,500 円

さらに腎臓機能障害者に対しては、令和5年度に4人の方に通院交通費の補助を行っています。

第3章 施策の体系

1. 計画の基本理念

計画策定の背景及び下仁田町における障害者（児）の現状などを踏まえ、本計画の基本理念である「相互に助け合い、明るく暮らせるまち」を目指します。そのため本計画は、障害のある方や家族、町民や地域が共に支えあい、支援できるよう体系的な施策を展開します。

基本理念
相互に助け合い、明るく暮らせるまちづくり

2. 計画の基本目標

第4期計画においては、下仁田町第5次総合計画のまちづくり構想を基に、「相互に助け合い、明るく暮らせるまちづくり」を計画の基本理念とし、基本理念の実現へ向け、障害者福祉施策を推進していくための3つの基本目標を掲げました。本計画においてもその考え活を引き継ぐこととします。

基本目標1 地域でともに生活するために

障害のある方が社会的に自立するためには、福祉サービスの体系的な整備と内容の充実が重要です。障害のある方の自主性を尊重し、地域で自立した生活を営むことができるよう支援していきます。

基本目標2 生きがいを持って生活するために

障害のある方が経済的に自立するためには、教育の充実と雇用の促進・拡大が重要です。障害のある方の能力と適性を尊重し、生きがいのある生活を営むことができるよう支援していきます。

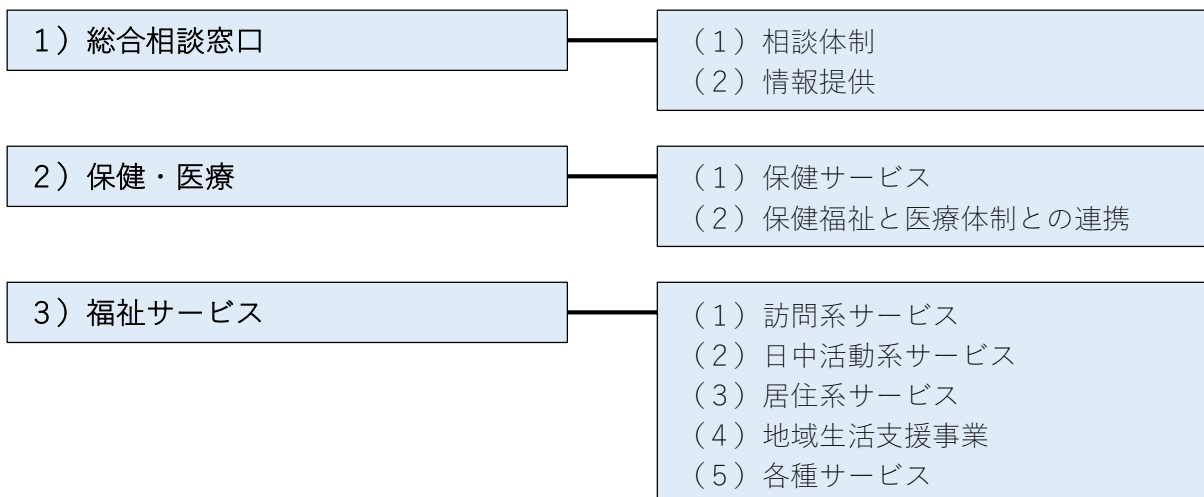
基本目標3 地域で安心して生活するために

障害のある方が自宅から外出し活動するためには、障害のある方にやさしいまちづくりへの取り組みが重要です。町民全体の理解と協力を得ながら、活動するための拠点づくりや、サービス情報提供などの体制整備をし、安心して生活することができるよう支援していきます。

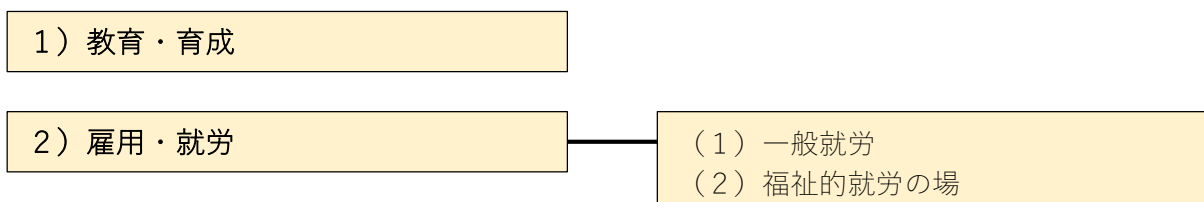
3. 施策の体系

計画策定の背景及び下仁田町における障害者（児）の現状などを踏まえ、本計画の基本理念である「相互に助け合い明るく暮らせるまち」を目指します。そのため本計画は、障害のある方や家族、町民や地域が共に支えあい、支援できるよう体系的な施策を展開します。

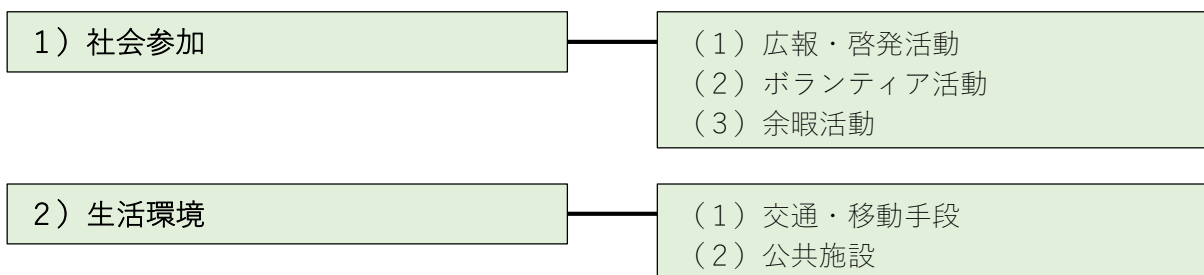
基本目標 1 地域でともに生活するために



基本目標 2 生きがいを持って生活するために



基本目標 3 地域で安心して生活するために



第4章 個別施策の展開

1. 地域でともに生活するために

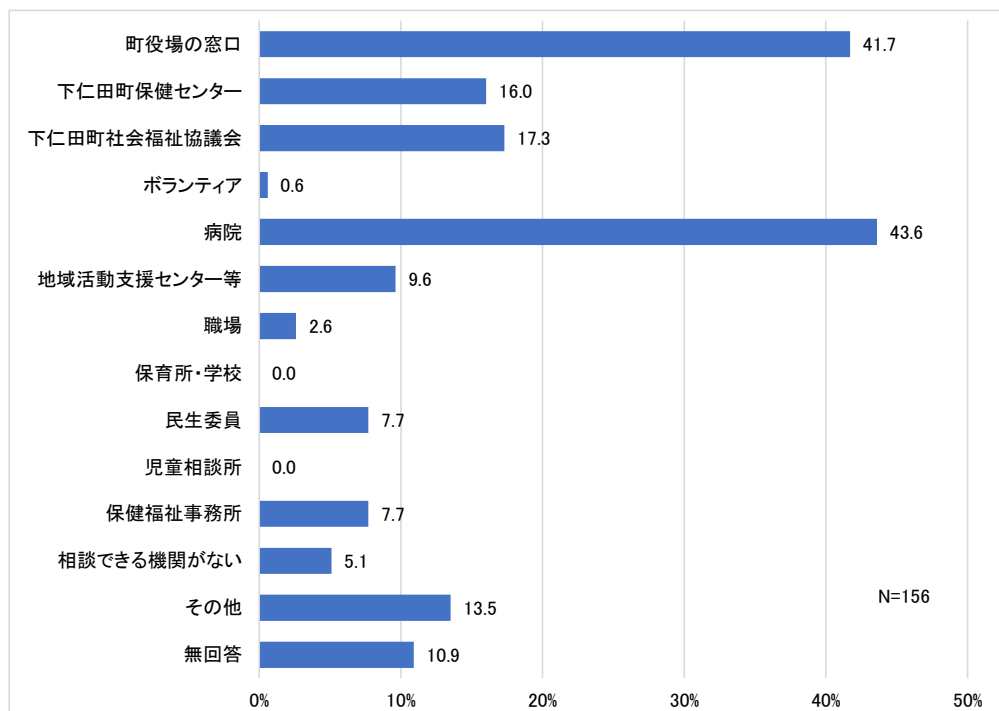
1) 総合相談窓口

(1) 相談体制

△△ 現状と課題 △△

- 障害のある方や介助者及び家族にとっては、住み慣れた家庭や地域の身近なところで福祉サービスについて相談できることが最も重要です。
- 下仁田町では、障害のある方からの相談に役場窓口で対応するとともに、必要に応じて保健センターの保健師や富岡圏域障害者生活相談支援センターの相談員（コーディネーター）などの専門家と連携し最善の対応に努めてきました。
- アンケート調査における「心配ごとや悩みがあった場合に相談する機関」の結果は、「病院」（43.6％）の割合が最も高く、以下、「町役場の窓口」（41.7％）、「下仁田町社会福祉協議会」（17.3％）の順となっています。障害のある方は、医療機関と行政機関を相談する機関としていることが伺えます。一方で「相談できる機関がない」との回答が5.1％を占めています。

■心配ごとや悩みがあった場合に相談する機関（アンケート結果より）



- 平成24年2月10日障害者自立支援法が廃止され、同年6月20日「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称・障害者総合支援法）が成立しました。「自立」の代わりに、新たに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記されました。障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援が明記され、それらの支援が総合的に行われるものとされました。施行期日は平成25年4月1日からのものと、平成26年4月1日からのものがあり、新法のもと障害福祉サービスの提供を行っています。
- 今後は、アンケート調査や福祉サービスの現状を踏まえ、各機関の連携を強化すると共に障害特性や必要とする支援内容に関して、気軽に相談できる体制や、相談場所（役場や生活相談支援センター等）の周知が求められます。

□□ 施策の方向 □□

- 第一次の相談窓口は、町役場となります。また、制度改正に伴い、障害のある方の多様な相談に対応するため、富岡甘楽圏域共同で、富岡市にある相談支援事業所「みのり」を3障害の相談支援センターとして委託しております。具体的な相談や支援計画は、事業所の相談支援専門員が担当します。
- 身近な相談機関として民生委員児童委員や主任児童委員、地域活動支援センターの支援員などとの連絡調整を図ります。
- 下仁田町地域自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制や甘楽富岡の広域圏の自立支援協議会にも参加し、ネットワークの構築を図っています。

◇◇ 施策の内容 ◇◇

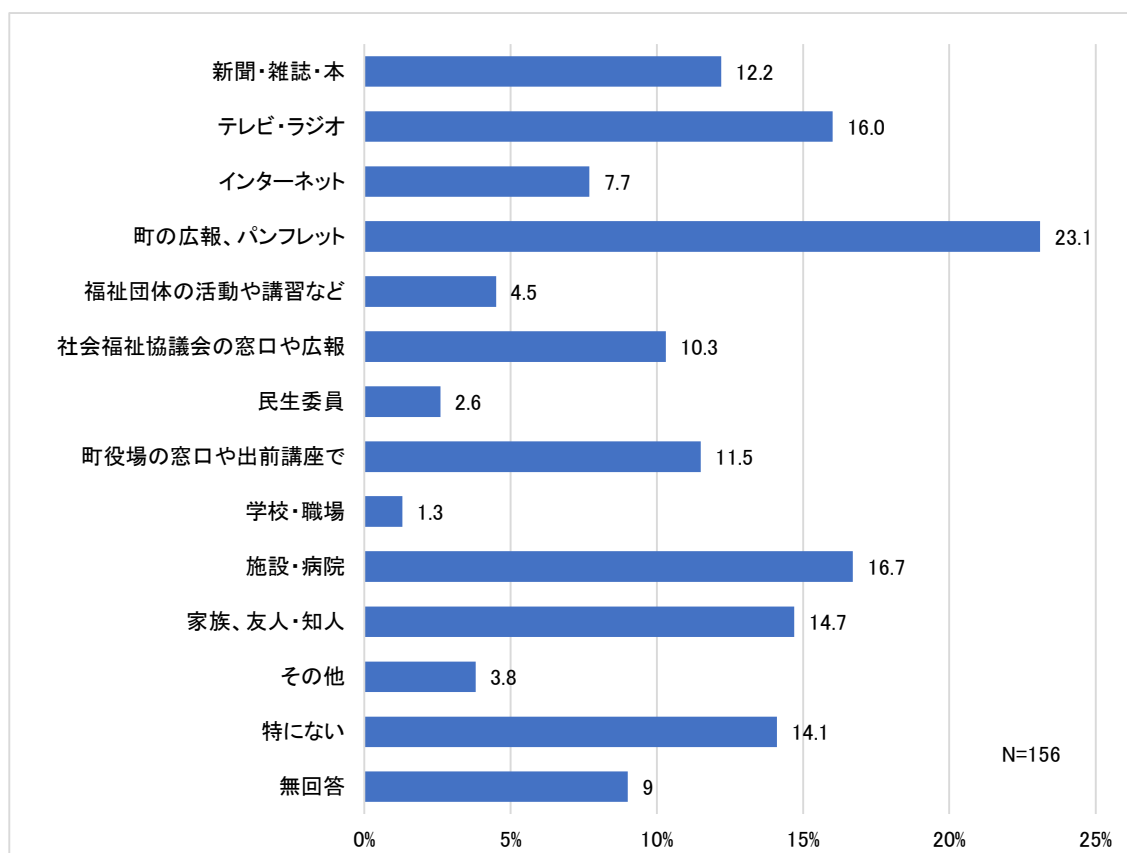
- 相談支援センターである相談支援事業所「みのり」の周知と有効利用
- 相談支援センターとの連携強化
- 民生委員児童委員、主任児童委員、地域活動支援センター支援員などとの連絡調整
- 自立支援協議会による相談支援体制とネットワークの構築
- 関係機関との連携やネットワーク構築のための研修実施

（２）情報提供

△△ 現状と課題 △△

- 障害の種類や程度にかかわらず情報を入手することは、障害のある方にとって社会の一員としてコミュニケーションの場を広げ、社会参加につながることを意味します。
- 下仁田町では、月１回発行する広報誌「広報しもにた」を通じて、障害のある方に対して適宜情報提供を行っています。紙面の都合により、広報よりリーフレット等の配布による情報提供に比重が多くなっています。
- アンケート調査における「障害者福祉についての情報入手先」の結果は、「町の広報、パンフレット」（23.1％）の割合が最も高く、以下、「施設・病院」（16.7％）、「テレビ・ラジオ」（16.0％）の順となっています。障害のある方は、行政機関と医療機関及び一般メディアを情報入手先としていることが伺えます。
- ホームページやSNSによる啓発・広報活動にも努めていますが、その方法では情報が伝わらない方が多いのが現状です。アンケート調査をみても、「インターネット」の割合は7.7％と低くなっています。

■障害者福祉についての情報入手先（アンケート結果より）



- 障害のある方にとって福祉サービスは複雑な体系となっているため、個々の利用者がこのサービスを適切に組み合わせ、活用していくことは現状では難しい面も見られます。
- 障害福祉サービスの具体的内容や利用者負担及び申請方法など、障害のある方が真に必要な情報を得られるような体制づくりが求められています。

□□ 施策の方向 □□

- 障害のある方の多種多様な福祉サービスや生活に必要な支援情報を提供することで、障害のある方への支援を進めます。
- 町広報誌やパンフレットに加え、利用者だけでなく住民に分かりやすい情報提供に努めていきます。
- 障害のある方が、更新手続き等で来庁した時において、対象者に合った情報提供を行います。

◇◇ 施策の内容 ◇◇

- 福祉サービス情報の体系化により、相談者にあった適切な対応の強化
- 利用者に分かりやすい福祉サービス情報の提供
- 町のホームページや広報誌など、様々な手段を駆使した迅速な情報提供

2) 保健・医療

(1) 保健サービス

△△ 現状と課題 △△

- 妊娠届出時の健康相談で、喫煙、飲酒などの保健指導や、妊婦の健康管理について情報提供をしています。
- 安全な妊娠・出産ができるように健康管理と異常の早期発見を目的として「妊婦一般健康診査」「新生児聴覚検査」「産婦健診」を実施しています。
- 児童が健やかに成長するために、県事業「精神発達精密健診及び事後指導」や「マザー&チャイルド」への参加をお勧めしています。
- 定期予防接種を積極的に勧奨して、妊娠中の風しん罹患や乳幼児期の感染症予防に努めています。
- 40歳以上の町民に、「特定健康診査・特定保健指導」、「後期高齢者健康診査」などを実施して生活習慣病予防や健康づくりに取り組むことで、疾病の発症や重症化を予防に努めています。
- 障害者歯科事業として、地域活動支援センター「下仁田町福祉作業所」において、歯科健診、歯磨き指導、むし歯予防措置を行っています。
- こころの悩みのある方や家族を対象に「こころの相談」を実施しています。
- 社会生活環境の変化は大きく、ストレスにより健康を損なう人が増加しています。しかし、心の病についての理解は十分に得られていません。早期治療に結びつくための啓発が重要です。
- 障害を未然に防止することは、対策の中でも非常に重要です。そのためには、乳幼児から高齢期まで各ライフステージに対応する予防的な保健サービスが必要となります。
- 障害はほとんどが原因不明です。しかし、中途での障害の中には、事故や生活習慣など予防できるものもあります。

□□ 施策の方向 □□

- 疾病・障害の予防のための保健指導体制に努めます。
- 母子保健事業の充実を図り、必要な児が早期に療育支援を利用して健やかに成長できるように努めます。また、保護者を支援するように努めます。
- 生活習慣病対策を実施し、生活習慣の改善、治療開始・重症化予防に取り組みます。
 - 定期予防接種を積極的に勧奨して感染症を予防します。
- ストレス、過労、高齢者の生活上の不安など、うつ病を始めとした「こころの相談」を継続していきます。

◇◇ 施策の内容 ◇◇

- 保健センターを核とした保健サービス体制の整備
- 関係機関との連携強化
- 専門職の資質向上

（２）保健福祉と医療体制との連携

△△ 現状と課題 △△

- 下仁田町では、子どもの発達・発育を確認して各時期に適切な支援をし、異常の早期発見とその対処をするために「乳児健診」、「幼児健診（「１歳６か月児健診」「３才児健診」を含む）」「５歳児健診」を実施してきました。健診時には、心理判定員による発達相談を実施し、県が実施する巡回相談につなげています。
- 発達相談では、関係機関と連携し保護者に対する支援を行っています。
- アンケート調査における「早期発見、早期療育を充実させるために必要なこと」（知的障害者のみ設問）へ、以下の回答がありました。
 - ・相談できる専門的な機関（病院）の充実・検診で疑わしかった場合の医療機関に紹介できる体制・町役場における障害者部門の設立 等々
 - 診査や相談機能の充実、専門職のスキルアップなど、地域療育関係機関を強化充実させることを必要としていることが伺えます。
- 先天性障害については、予防接種によってその発生を予防できるものもあります。
- 障害児の療育については、幼児健診などにより早期に障害を発見し、必要な治療と適切な療育によって発達を促し、基本的な生活能力の向上や家族支援を図ることが求められています。
- 精神障害や特定疾患などの難病については、いまだ原因や治療法が確立されていないものもあることから保健と福祉と医療との連携を今以上に強化していくことが必要となります。
- 障害の軽減を図り障害のある方の自立を促進するには、障害の実態にあった治療及びリハビリテーションが重要です。

□□ 施策の方向 □□

- 障害のある方が相談、判定、治療、訓練及び指導などの一貫したサービスを受けるには、様々な分野の連携と協力が必要です。特に保健・医療・福祉の連携は欠くことができないことから、地域関係機関内のより一層の連携強化に努めます。
- 障害の進展、二次障害及び合併症などを予防し、機能を最大限に活用・回復できるようリハビリテーションや療育の利用促進及び家族支援をします。
- 精神障害者に関する相談や訪問指導の充実と、地域住民に対する精神障害に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- 発達障害の早期発見に努め、適切な療育に繋がります。

◇◇ 施策の内容 ◇◇

- 地域療育関係機関体制の強化充実
- 母子保健活動の強化
- リハビリテーション医療の利用促進
- 精神障害者とその家族への支援
- 精神保健に関する講演会の実施
- 発達障害の早期発見・療育のための体制整

3) 福祉サービス

平成25年4月から障害者総合支援法が施行され、平成26年4月施行分も合わせ新たな障害保健福祉施策がスタートしました。障害者の範囲が見直され、障害支援区分が創設されました。障害の程度ではなく、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものになりました。

(1) 訪問系サービス

△△ 現状と課題 △△

○下仁田町では、現在、身体に障害のある方の多くが65歳以上で、介護保険サービスを利用している方も多いのが現状です。地域で重度の障害のある方の行動援護やホームヘルプサービスの実施はいまだ少数です。ノーマライゼーションに基づく地域での生活を目指すには重要なサービスですが、実施する事業者が下仁田町では1事業所のみです。

□□ 施策の方向 □□

○町内及び圏域内で、必要な訪問系サービスを確保できるように努めます。

◇◇ 施策の内容 ◇◇

○日常生活支援体制の整備

○必要に応じた訪問系サービス（ホームヘルプサービス、行動援護など）の提供

(2) 日中活動系サービス

△△ 現状と課題 △△

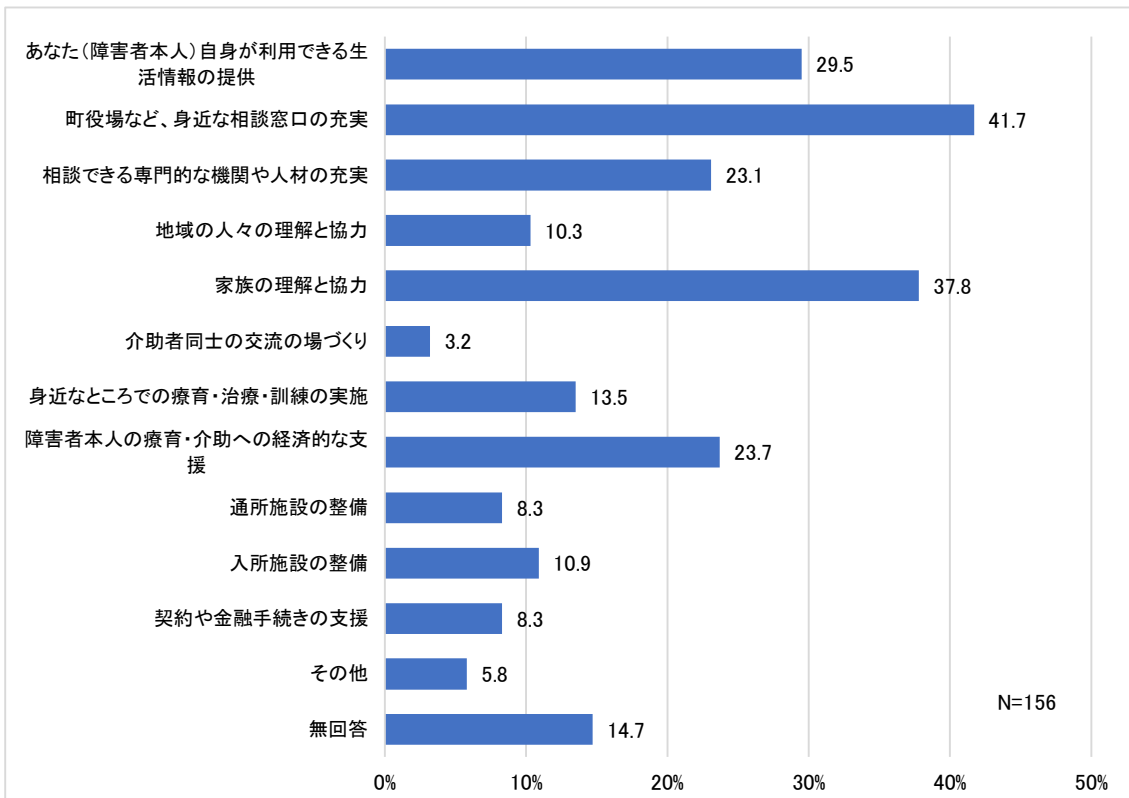
- 本計画の「相互に助け合い明るく暮らせるまち」を目指し、障害のある方ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活するためには、各種の福祉サービスを充実し、障害のある方の自立した生活を支援することが重要です。また介助にあたる家族の負担を軽減する支援も必要となっています。
- 当町の令和5年度の利用者は、生活介護 32 名、就労継続支援 A 型 4 名、就労継続支援 B 型 15 名、居宅介護 4 名、同行援護 1 名、短期入所 6 名が利用している状況です。
- アンケート調査における「障害者福祉サービスの今後の利用意向」は、身体障害者では「有料道路通行料の減免」(45.4%)、知的障害者では「デイサービス以外の施設利用」(42.8%) の割合が高く、「障害者福祉サービスの利用状況」は、精神障害者では「自立支援医療（通院）公費負担制度」(62.1%) の割合が高くなっています。

■障害者福祉サービスの利用意向及び利用状況（アンケート結果より）

身体障害者 〔利用意向が高い項目〕	知的障害者 〔利用意向が高い項目〕	精神障害者 〔現在利用中の項目〕
・ 有料道路通行料の減免 45.4%	・ デイサービス以外の施設利用 42.8%	・ 自立支援医療（通院）公費 負担制度 62.1%
・ NHK 受信料の減免 37.8%	・ NHK 受信料の減免 38.1%	・ 障害者の年金 48.3%
・ 補装具の交付・修理 33.6%	・ 有料道路通行料の減免 33.3%	・ 税金の障害者控除 31.0%

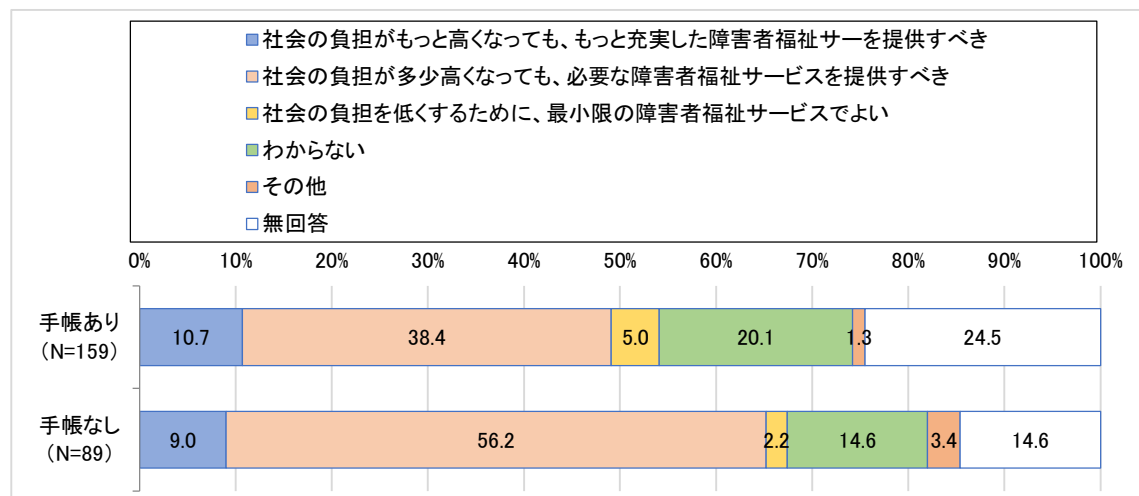
- アンケート調査における「支援に必要なこと」の回答結果は、「町役場など、身近な相談窓口の充実」(41.7%) の割合が最も高く、以下、「家族の理解と協力」(37.8%)、「あなた（障害者本人）自身が利用できる生活情報の提供」(29.5%) の順となっています。障害のある方に対し、身近な相談窓口、家族の理解、利用できる生活情報の充実を図ることが重要であることが伺えます。

■支援に必要なこと（アンケート結果より）



○アンケート調査における「今後の障害者福祉サービスのあり方」の回答結果は、手帳所持者、一般の人ともに「社会の負担が多少高くなっても、必要な障害者福祉サービスを提供すべき」（それぞれ 38.4%、56.2%）の割合が最も高くなっています。障害のある方だけでなく障害のない方も、充実した障害者福祉サービスの提供を望んでいることが伺えます。

■今後の障害者福祉サービスのあり方（アンケート結果より）



- 障害のある方に対する在宅福祉サービスは、短期入所（ショートステイ）など高齢者福祉施策と併用し提供されているのが現状です。
- 今後は、確実に増加すると考えられる利用希望者に対して、施設の数や職員数が不足することが予想され、量的整備が課題となっています。さらに質の向上を図るための取り組みも合わせて求められています。

□□ 施策の方向 □□

- 障害者福祉のあり方が施設での介護中心の対応から、在宅やグループホームなどでの地域生活支援中心へと変化していることを踏まえ、障害に応じた日中活動系サービスの充実を図ります。
- 障害の特性や需要に見合ったサービスの提供に努めていきます。

◇◇ 施策の内容 ◇◇

- 日常生活支援体制の整備
- 必要に応じた日中活動系サービス（生活介護、生活訓練、就労移行支援、療養介護、短期入所など）の提供

(3) 居住系サービス

△△ 現状と課題 △△

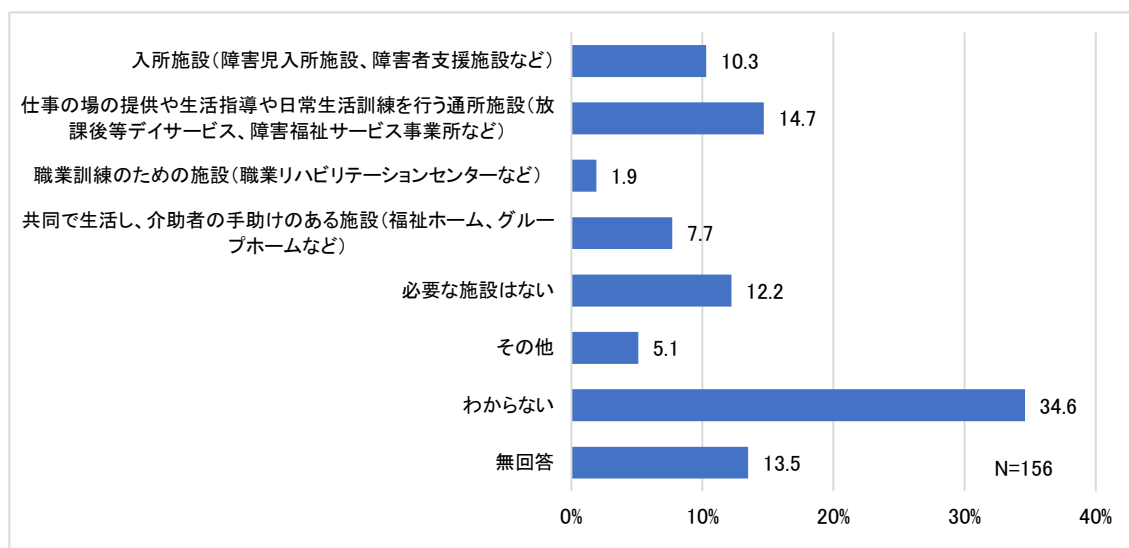
○平成26年5月15日付告示の「第4期障害福祉計画に係る国の基本指針」においては、施設入所などから地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の整備、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供など、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備が必要とされています。

○下仁田町の令和5年度の利用者は、施設入所支援 20 名、共同生活援助（グループホーム）24 名となっています。

○居住系サービスには、入所施設以外に、グループホームがあり、知的障害や精神障害のある方に対し、共同生活の中で、介護や日常生活の支援を行っています。

○アンケート調査における「今後利用したい施設」の回答結果は、「わからない」（34.6%）の割合が最も高く、以下、「仕事の場の提供や生活指導や日常生活訓練を行う通所施設（放課後等デイサービス、障害福祉サービス事業所など）」（14.7%）、「無回答」（13.5%）、「必要な施設はない」（12.2%）の順となっています。しかし、「入所施設（障害児入所施設、障害者支援施設など）」は 10.3%、「共同で生活し、介助者の手助けのある施設（福祉ホーム、グループホームなど）」は 7.7%を占めており、今後も居住系サービスに対し一定の需要があることが伺えます。

■今後利用したい施設（アンケート結果より）



○障害のある方本人の自己決定を尊重し共生社会の実現に向け、入所者の地域生活への移行を促進することが課題となっています。

□□ 施策の方向 □□

- 地域社会における共生の実現に向けての指導・訓練を進め、施設入所者の地域生活への移行を支援します。
- 自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう身体機能及び生活能力向上のための施設サービスの充実を図ります。

◇◇ 施策の内容 ◇◇

- 必要に応じた地域生活移行の促進
- 障害のある方一人ひとりのニーズに即した適切な居住系サービスの提供

（４）地域生活支援事業

△△ 現状と課題 △△

○地域生活支援事業については、圏域の４つの地域活動支援センターに委託し、作業を通じた社会適応訓練や他者との交流、レクリエーション活動を実施しています。相談支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業及び日常生活用具給付事業、入浴サービス事業、障害支援区分認定など事務負担を実施しています。

□□ 施策の方向 □□

○各種制度の内容や手続きの周知を図ります。
○障害のある方の在宅での生活支援に向け、事業の充実を図ります。

◇◇ 施策の内容 ◇◇

○地域生活支援事業の周知・活用
○地域生活支援事業の充実

(5) 各種サービス

△△ 現状と課題 △△

- 障害のある方が地域の中で自立した生活（経済的自立）を営んでいくには、生活の基盤となる所得保障の充実が重要です。
- その基本となるのが障害基礎年金などの年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当などの手当です。
- 下仁田町では令和5年度、9件（実数）の補装具の支給・修理を行いました。

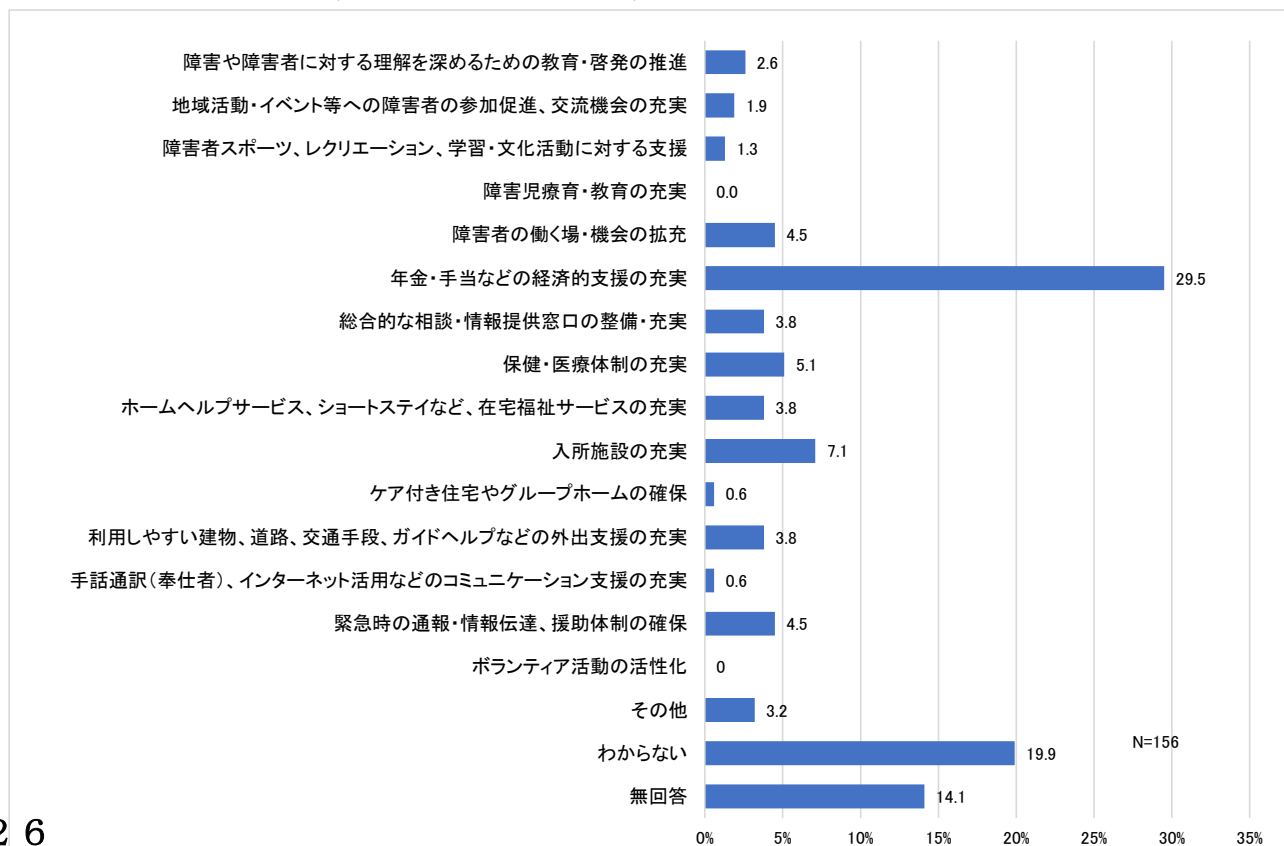
■補装具の支給・修理

障 害 区 分	種 目
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置（音声言語機能障害もある場合該当）
視覚障害者	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器

※種目により、介護保険の被保険者は介護保険法による貸与が優先されます。費用は、原則1割負担となります。ただし所得に応じて一定の負担上限月額が設定されます。

- アンケート調査における「必要な福祉施策」の回答結果は、「年金・手当などの経済的支援の充実」(29.5%)の割合が他の項目と比較してかなり高くなっています。障害のある方は、経済的支援が福祉施策として必要であると考えていることが伺えます。

■必要な福祉施策（アンケート結果より）



- 「育成医療」「更生医療」「精神通院医療」は統合され、障害の状態の軽減や機能回復などに要する医療費は「自立支援医療」として原則1割負担になっています。
- そのほかにも自動車税や所得税などの減免、補装具の支給・修理、交通機関の運賃割引、有料道路通行料金の割引及び住宅改造費の助成など、現行制度以上の充実と拡大を関係機関に働きかけていく必要があります。
- また判断能力が不十分なために財産の管理や契約などの法律行為を自分で行えない障害のある方の権利を守る権利擁護の推進(成年後見制度)も求められています。

□□ 施策の方向 □□

- 障害のある方の生活安定に向け、各種年金や手当など制度の内容や手続きの周知を図ります。
- 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの周知・活用を図ります。

◇◇ 施策の内容 ◇◇

- 年金・手当の充実と制度の周知
- 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの周知・活用

2. 生きがいを持って生活するために

1) 教育・育成

△△ 現状と課題 △△

- 学校教育においては、豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成が重要です。
- 障害のある子どもについては、その子どもが持っている能力と可能性を最大限に伸ばし、社会で自立していくための基礎・基本を身に付けることが目標となります。
- アンケート調査における知的障害者の回答では、「相談できる専門的な機関（病院）の充実」、「検診で疑わしかった場合の医療機関に紹介できる体制」、「町役場における障害者部門の設立」など早期発見・早期療育に対する支援体制の充実に向けてのものが目立ちました。障害のある方は、一人ひとりの障害の程度に応じたきめ細かな対応や、教育を必要としていることが伺えます。
- 下仁田町では、現在、該当者 12 名から特別支援学級を設置し指導していますが、更にきめ細かな指導や学校施設の整備も重要です。
- 教育と合わせて障害のある児童に対しては、できるだけ早期に療育を始めることも大切であり、成長の各段階で適切な治療と指導訓練が行えるよう療育体制の整備が課題となっています。
- 今後は、障害のある方一人ひとりの障害の種類、程度、能力及び適性に応じたきめ細かな教育を推進していくことが求められています。

□□ 施策の方向 □□

- 障害の早期発見のため、乳幼児健診の更なる充実を図ります。
- 障害のある児童を抱える保護者の不安を少しでも取り除く就学相談、支援体制づくりに努めます。
- 保育所・保健福祉関係機関・特別支援学校などとの連絡調整及び、進路相談などを通して適切な進路指導に努めます。
- 小・中学校については、障害児の受入れが可能となるよう施設整備と教材・教具の整備を進めるほか、教員の充実にも努めます。

◇◇ 施策の内容 ◇◇

- 適正な就学相談・指導の充実
- 障害状況に応じた適切な進路指導
- 学校教育施設の改善と教員の充実
- 発達障害児に対する早期の発達支援・教育支援

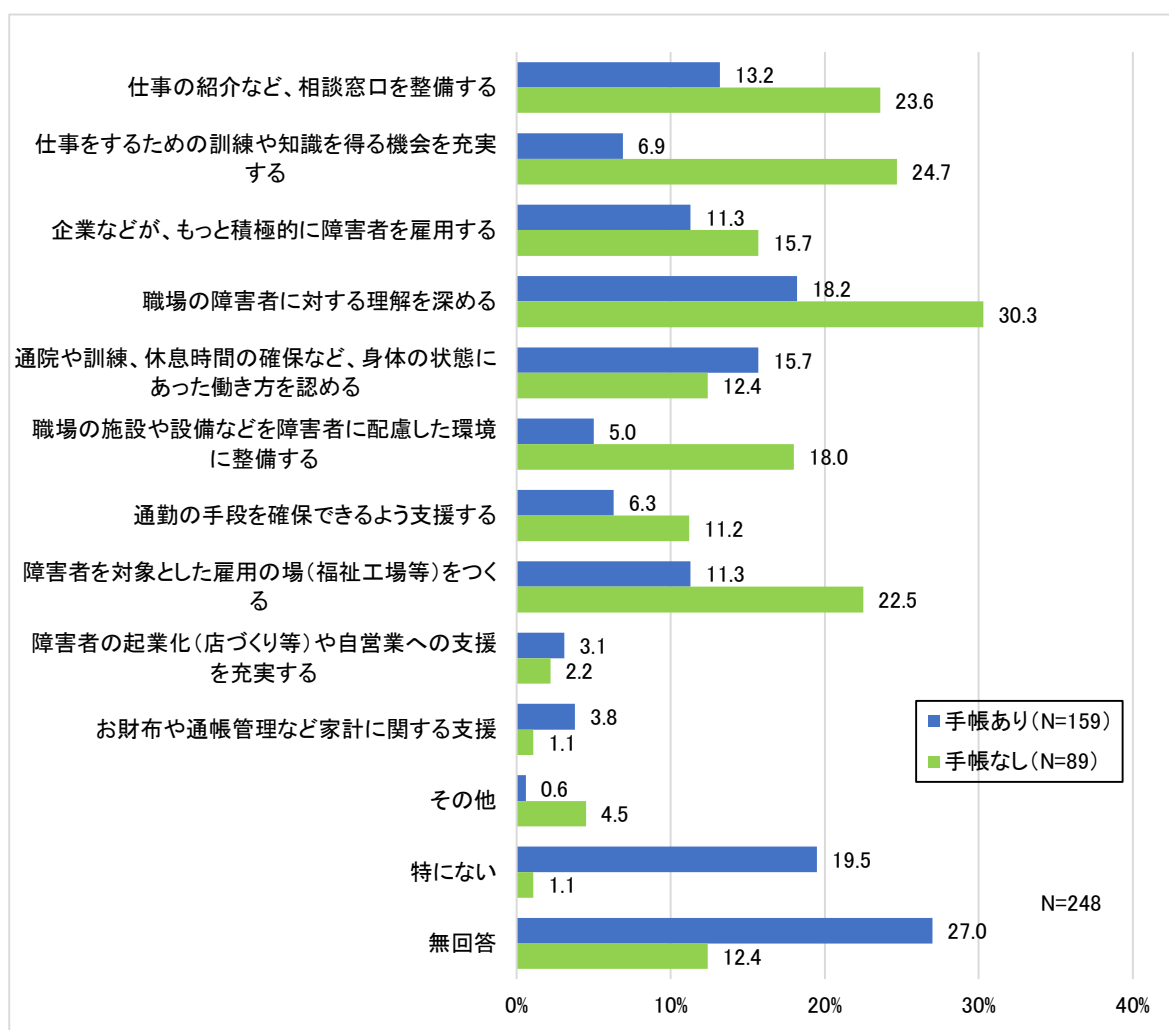
2) 雇用・就労

(1) 一般就労

△△ 現状と課題 △△

- 障害のある方が自己実現を図り、社会の一員としての役割を果たす上で、働くことが重要です。
- 障害のある方が自らの能力・可能性を最大限に活かし、自立していくためには、経済的基盤の確保が不可欠であり、障害のある方の所得保障の充実と共に、就労の場の拡大が必要です。
- アンケート調査における「働くために必要な条件」の結果は、「職場の障害者に対する理解を深める」(18.2%)、「通院や訓練、休息時間の確保など、身体の状態にあった働き方を認める」(15.7%)、「仕事の紹介など、相談窓口を整備する」(13.2%) などが高く、就労の機会を確保することを必要としていることが伺えます。なお、「職場の障害者に対する理解を深める」は障害のない方(30.3%)においても高くなっています。

■働くために必要な条件（アンケート結果より）



- 一般就労は、現在の社会環境の中で非常に厳しい状況にあります。そのため障害のある方の就労を推進するには、障害のある方自身の職業能力の開発と育成が課題となっています。
- 今後は、民間企業に対して障害者雇用制度の周知徹底を図り、積極的な障害のある方の雇用とそのための支援が求められています。

□□ 施策の方向 □□

- 群馬富岡公共職業安定所など労働行政関係機関や群馬西部地区障害者就業・生活支援センタートータスなどと連携しながら、一般就労を希望する障害のある方への支援や事業主への理解を促進します。
- 障害の種類、程度、能力、適性及び希望に応じた職業相談の充実と就労に必要な技能や知識を習得する機会の創出に努めます。

◇◇ 施策の内容 ◇◇

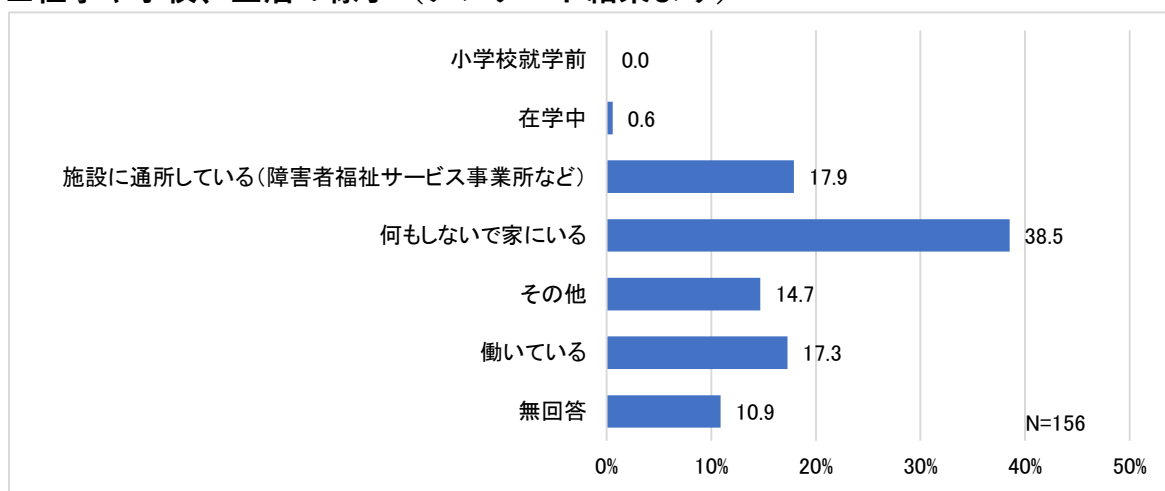
- 雇用の促進と就業機会の拡大
- 職業相談及び職業訓練の充実

（２）福祉的就労の場

△△ 現状と課題 △△

- 障害者施策の基本理念であるノーマライゼーションの実現には、職業を通じての社会参加が基本となるものであり、障害のある方がその適性と能力に応じて可能な限り働くことにより社会参加することが重要です。
- 身体障害者や知的障害者のための下仁田町福祉作業所では、２人の指導員により現在８人の方が通所し、作業訓練や陶芸・楽器教室、野外研修などの活動を行っています。平成 19 年度から地域活動支援センターとして、在宅支援事業としての役割も担っています。
- アンケート調査における「仕事や学校、生活の様子」の結果は、「何もしないで家にいる」（38.5％）の割合がかなり高く、以下、「施設に通所している（障害者福祉サービス事業所など）」（17.9％）、「働いている」（17.3％）の順となっています。

■仕事や学校、生活の様子（アンケート結果より）



- 学校卒業後の就労や通所がスムーズに移行できることが求められています。
- 今後は、職場開拓や職場実習先の確保など就労に関わる環境整備が求められています。

□□ 施策の方向 □□

- 地域活動支援センター「下仁田町福祉作業所」は、下仁田町福祉作業所育成会と指定管理者の契約を締結しております。今後とも支援を充実させるとともに障害者のニーズにあったサービスが提供される環境を構築します。
- 施設利用者の中で一般就労への移行が可能な方については、円滑な移行を支援していきます。

◇◇ 施策の内容 ◇◇

- 福祉的就労の場への支援充実
- 一般就労への移行支援

3. 地域で安心して生活するために

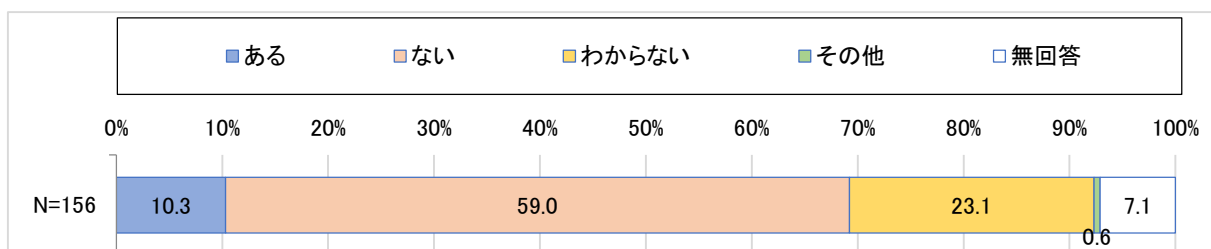
1) 社会参加

(1) 広報・啓発活動

△△ 現状と課題 △△

- 本計画の基本理念である「相互に助け合い明るく暮らせるまち」を築くには、全ての町民が障害や疾病に対する正しい理解を持つことが重要です。
- 下仁田町では、月1回発行する広報誌「広報しもにた」を通じて啓発・広報活動に努めていますが、紙面の都合により、広報よりリーフレット等の配布による情報提供に比重が多くなっています。
- ホームページやSNSによる啓発・広報活動にも努めていますが、その方法では情報が伝わらない方が多いのが現状です。
- アンケート調査における「差別、偏見、疎外感の有無」の結果、「ない」(59.0%)の割合がかなり高く、以下、「わからない」(23.1%)、「ある」(10.3%)の順となっており、「ない」と答えた方が多数ですが、1割ほどの人が「ある」と回答しています。

■差別、偏見、疎外感の有無（アンケート結果より）



- アンケート調査における「ある」に書かれたご意見
 - ・会話中に冗談でも「あなたは障害者だから」と言われる。
 - ・障害児者に慣れていない医者への対応。
 - ・職場でやり方が違う、あるいは時間がかかると言われたりする。
 - ・バカにされている感じがする。
 - ・耳が悪いせいか仲間に入れない。
- 障害のある方もない方も等しく地域社会を構成する一員として、それぞれが持つ「心のバリア」を取り除き、お互いに理解し合うことが大切です。そのためには、障害や障害のある方についての正しい知識と理解の普及が重要となります。
- 今後は、ノーマライゼーション理念の浸透を図るため、各種広報媒体を活用し、啓発広報活動を推進すると共に、障害のある方とない方との交流・ふれあいの促進が求められています。

□□ 施策の方向 □□

- 障害や障害のある方についての正しい知識と理解を深めるため、啓発活動を推進します。
- 障害や障害のある方の問題について町民の理解を深めるために、障害のある方とな
い方との交流の促進や福祉教育を推進します。
- 町民の方が来庁した時において、対象者に合った情報提供を行っていきます。

◇◇ 施策の内容 ◇◇

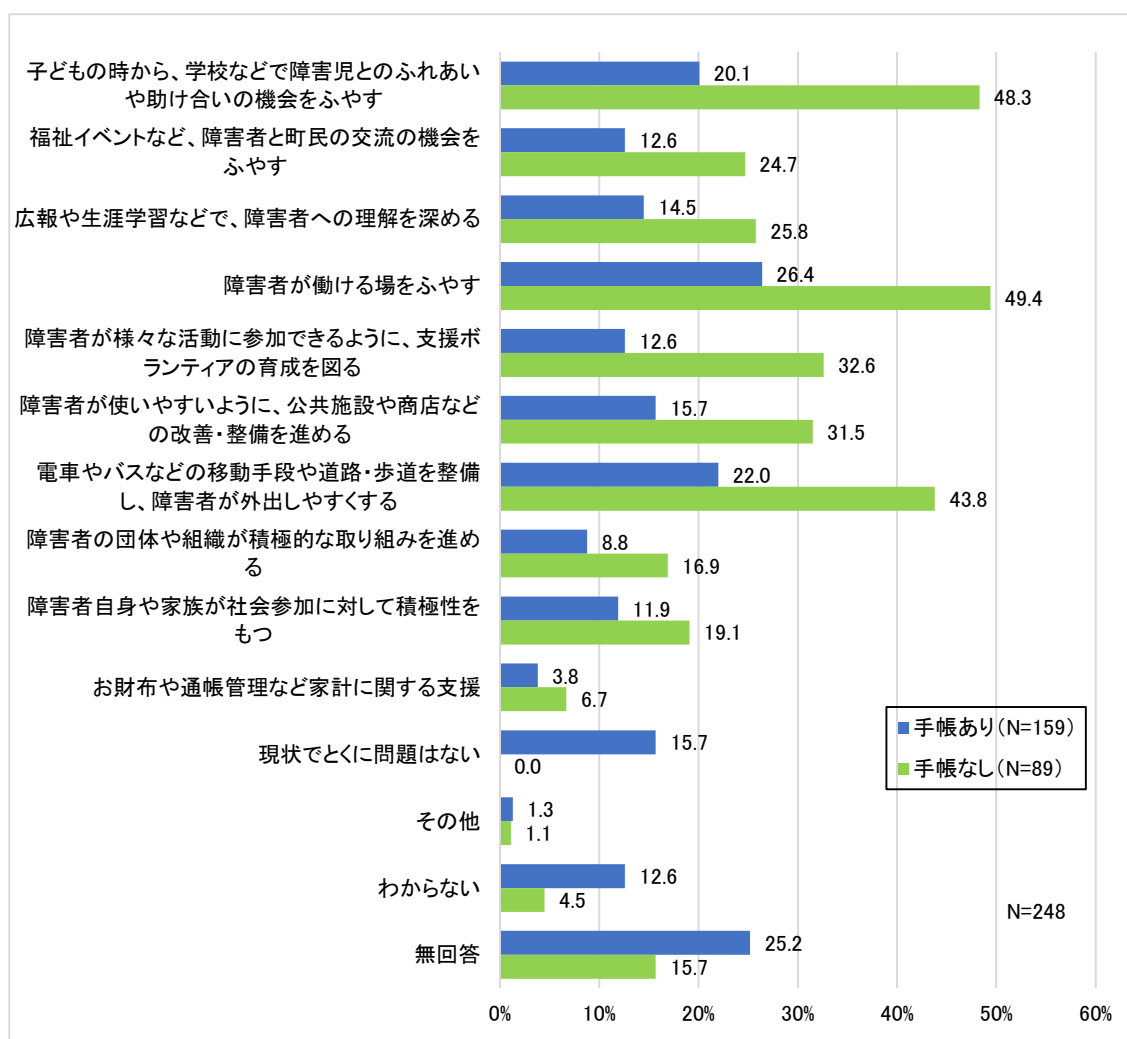
- 障害のある方に関する正しい理解の普及
- 相互理解と相互交流のための啓発活動の充実

(2) ボランティア活動

△△ 現状と課題 △△

- 障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らす社会を築くには、行政だけでなく地域住民や地元企業、団体など社会全体で障害のある方を支援していくと共に、障害をもつ方自身も社会参加していく意識が重要です。
- 下仁田町では、社会福祉協議会に登録されているボランティア団体により様々な活動が行われています。野外活動支援はボランティア団体が支援し社会福祉協議会の事業として行われています。
- アンケート調査における「社会参加に必要なこと」の結果は、障害のある方、一般の方ともに「子どもの時から、学校などで障害児とのふれあいや助け合いの機会をふやす」、「障害者が働ける場をふやす」、「電車やバスなどの移動手段や道路・歩道を整備し、障害者が外出しやすくする」などが高くなっています。

■社会参加に必要なこと（アンケート結果より）



- 障害のある方が地域活動へ参加するためには、地域住民の自主的な活動と地域に潜在する人材の育成・養成も必要です。
- 今後は、交流・遊び、手話・朗読・点訳サービス、話し相手、配食サービス、趣味・レクリエーション活動、外出の手伝いなどボランティア活動に対する町民の理解と協力が求められています。

□□ 施策の方向 □□

- 地域において活動したい人がいつでも、どこでも、だれでも、気楽に楽しくボランティア活動に参加できるよう、社会福祉協議会のボランティアコーディネーターを軸に、問い合わせ先などの周知とネットワーク化を図ります。
- ボランティアを必要とする障害のある方に対して、その希望に応じてボランティアを派遣できるよう整備を進めていきます。
- 災害時など緊急時の相談・応援・支援ができる体制づくりを進めていきます。

◇◇ 施策の内容 ◇◇

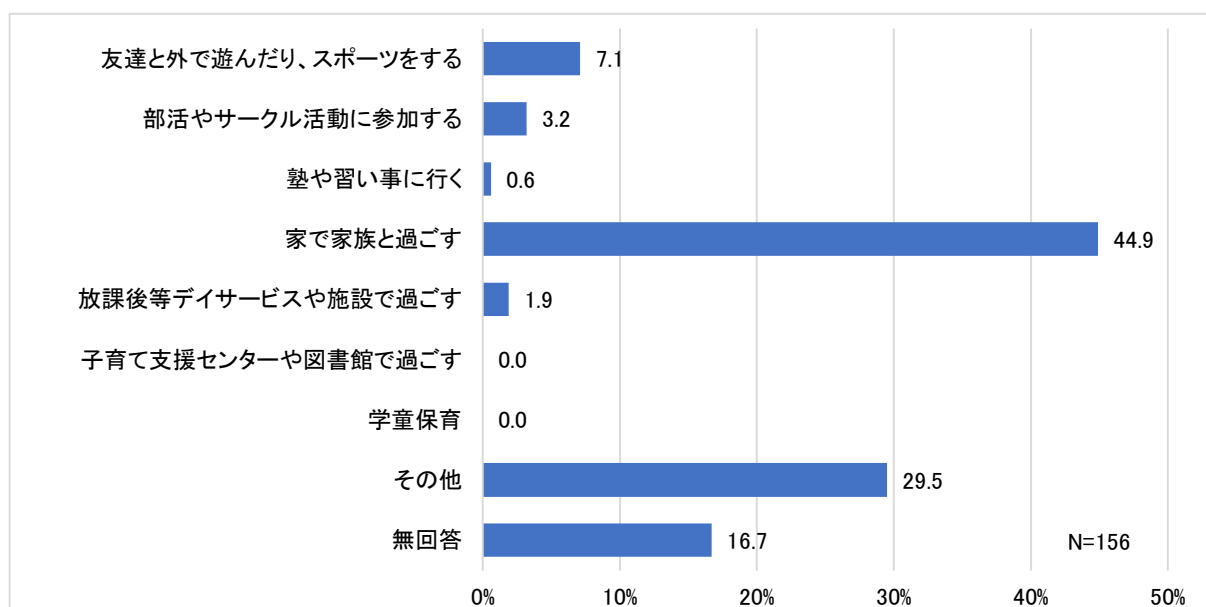
- ボランティア参加活動の推進とネットワーク化
- 地域の支援者づくり

(3) 余暇活動

△△ 現状と課題 △△

- 障害のある方のもつ能力を最大限に発揮して、スポーツ・レクリエーションや文化活動を楽しむことは、生活の質を高め、生きがいのある生活を送る上で重要です。
- 「下仁田町手をつなぐ育成会」では、ハイキングや家族のつどい、料理教室などを開催し、郡内の障害のある子や親の情報交換の場となっています。
- アンケート調査における「休日などの自由時間の過ごし方」の結果は、「家で家族と過ごす」(44.9%)の割合が最も高く、以下、「その他」(29.5%)、「無回答」(16.7%)、「友達と外で遊んだり、スポーツをする」(7.1%)の順となっています。
- 「その他」の回答をみると、「家でのんびり」、「テレビ」、「読書」、「ガーデニング」、「家庭菜園」などの回答が目立ち、ゆっくり休養を取ったり、室内、屋外で趣味を楽しんだりしていることが伺えます。

■休日などの自由時間の過ごし方（アンケート結果より）



- 余暇活動は、障害のある方の健康増進やリハビリテーションに役立ち、障害のある方に対する理解を深める機会として重要です。また地域で孤立せず、地域の一員として自立と社会参加、生きがいづくりに大きな役割を果たします。
- 今後は、障害のある方自身や団体の自主的・主体的な余暇活動が継続的に行われることが求められています。

□□ 施策の方向 □□

- 障害のある方の生活をより豊かにするためにスポーツ・レクリエーション及び文化活動への参加を支援します。
- 地域活動支援センターにおいて、福祉作業所の通所者や地域における障害のある方の参加による交流の場を企画します。
- ボランティアコーディネーターの活動の充実

◇◇ 施策の内容 ◇◇

- 各種スポーツ・文化活動への参加促進
- 地域における障害のある方相互の交流の促進
- 移動支援サービスの充実

2) 生活環境

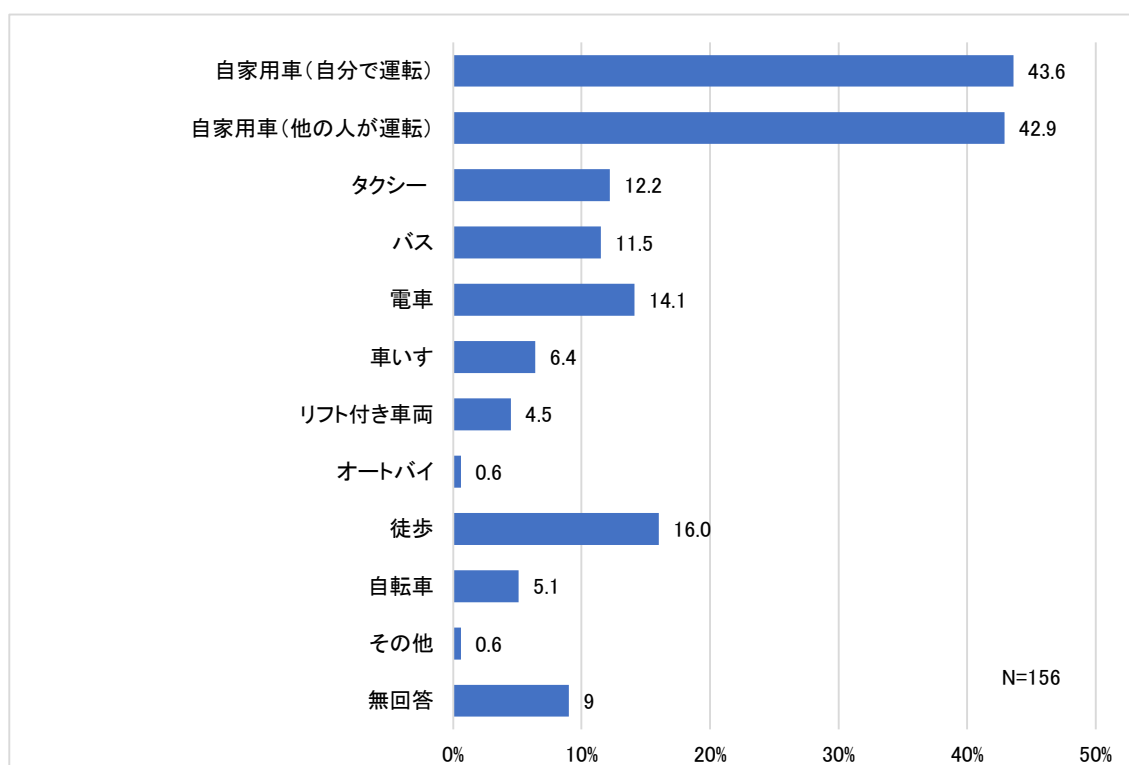
(1) 交通・移動手段

△△ 現状と課題 △△

○移動条件の整備は、障害により移動にハンディ（社会的制約）のある方が自立した生活を営み、社会参加しやすい環境を実現していくために重要です。

○アンケート調査における「1年以内の外出手段」の結果は、「自家用車（自分で運転）」（43.6%）と「自家用車（他の人が運転）」（42.9%）の割合が高く、障害のある方は、自動車での外出が多いことが伺えます。しかし、「タクシー」（12.2%）、「バス」（11.5%）、「電車」（14.1%）といった公共交通機関は、利用者は少ないですが一定数の方が利用しています。

■ 1年以内の外出手段（アンケート結果より）



○公共交通機関は、利用者の減少により運行本数や路線が廃止されるなど、交通弱者である障害のある方にとって厳しい状況にあり、地域・障害の程度によりタクシー券も交付されているものの交通手段の確保が重要になっています。

○社会福祉協議会では、車椅子を利用している方のために、福祉車両を貸し出しています。また下仁田町では、介護車両の改造費・購入費の補助も実施しています。

□□ 施策の方向 □□

- 公共交通機関に対しては、日常生活の行動範囲の拡大及び外出に対する抵抗感を少なくするため、今後とも利用しやすい施設や運行形態についても要望していきます。
- 全身性の障害者や視覚障害者、知的障害者については、移動支援事業（ガイドヘルプサービス）の適切な利用について周知を図ります。

◇◇ 施策の内容 ◇◇

- 移動手段の確保、利用拡大
- 移動支援事業（ガイドヘルプサービス）の充実

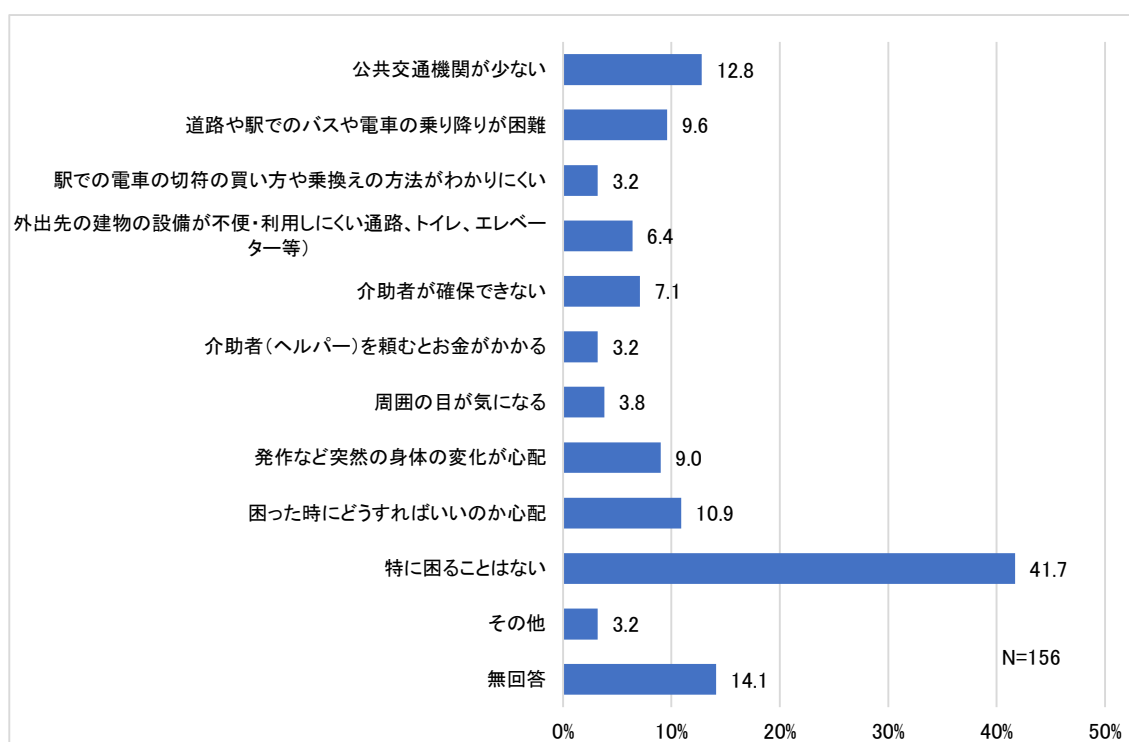
（２）公共施設

△△ 現状と課題 △△

○障害のある方が自立して生活し、積極的に社会参加していく上で、身近な地域の環境を利用しやすい構造に変えていくことが必要です。

○アンケート調査における「外出先で困ること、外出できない理由」の結果は、「特に困ることはない」（41.7％）の割合が最も高くなっています。しかし、「公共交通機関が少ない」（12.8％）、「困った時にどうすればいいのか心配」（10.9％）、「道路や駅でのバスや電車の乗り降りが困難」（9.6％）、「発作など突然の身体の変化が心配」（9.0％）などの回答者がそれぞれ1割程おり、体力面や移動手段に対する不安を抱えている方が一定数いることが伺えます。

■外出先で困ること、外出できない理由（アンケート結果より）



○障害のある方や高齢者の利用に配慮した視点を従来の障害者施設に限定した考えから広く生活領域に拡大し、公園のトイレの改善や歩道の段差の解消を含め、誰もが安全で暮らしやすい「やさしいまちづくり」が課題となっています。

○今後は、利用しやすい公共公益施設、公園、道路などの整備を障害のある方の視点に立ち計画的に進めていくことが求められています。

□□ 施策の方向 □□

- 町民の理解に努めながら、障害のある方や高齢者の歩行の妨げとなっている歩道上の占有物などの撤去を推進し、誰もが利用しやすい歩道の整備を進めます。
- 建築物、公共機関、歩行空間のバリアフリー化を図ります。

◇◇ 施策の内容 ◇◇

- 安全で快適な歩行空間の確保
- 施設のバリアフリー化の推進

第5章 計画の推進に向けた取組方針

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、総合的な障害者施策の推進を図るため、関係各課・係と広く連携し、施策・事業調整機関としての庁内検討会議を適宜開催し、施策・事業を効果的に実施していきます。

また、町民、当事者団体、各種ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO団体、医療機関、県、国とも連携・協働を図り、障害者支援に係る体制の強化に努めます。

2. 計画の検証・評価

本計画を着実に推進するため、施策・事業の実施状況や課題を把握し、地域自立支援協議会を中心に、計画の進行管理・評価を行います。

また、国の動向に対応していくとともに、障害者や関係機関との意見交換などを適宜実施し、当事者や事業者の視点を踏まえながら、新たに検討が必要となる事項の整理・検討に努めます。

参 考 資 料

障害福祉事業に関する調査

本計画を策定するにあたり、障害あるいは障害のある方に関する意見・要望などを把握し、計画策定の基本資料とするとともに、今後の障害者施策に反映させることを目的に、アンケート調査を実施しました。

1) 調査期間

令和6年11月12日～令和6年11月26日

2) 調査対象者

町内在住の「障害者手帳を持っていない方」と、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」所持者

3) 回収結果

配布数	回収数	回収率
500 票	248 票	49.6%

＊第4章個別施策の展開に掲載のアンケート結果は、本調査によるものです。

下仁田町障がい者計画等策定懇談会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 下仁田町障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するにあたり、町民及び関係者の幅広い意見を反映させるため、下仁田町障がい者計画等策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議検討を行う。

- (1) 障害者計画等の策定に関する事項
- (2) その他、障害者計画等の策定に必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 懇談会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 4 会長は、その会務を総理し、懇談会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第4条 会長は、懇談会を招集し、会議の議長となる。

(報酬)

第5条 委員の報酬は、日額 6,000 円とする。ただし、3 時間以下の場合は半額の 3,000 円とする。

(意見聴取等)

第6条 懇談会は、必要があると認めるときは、関係者を出席させて意見を聴き、又は説明を求め若しくは資料提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

下仁田町障がい者計画等策定懇談会

懇談会委員

選出団体及び役職	氏名	備考
社会経済常任委員会委員長	岡田邦敏	会長
社会福祉協議会長	石井晃英	副会長
区長会長	今井勝	
民生児童委員協議会長	神戸春巳	
みのり支援センター	工藤さつき	
福祉作業所長	神戸哲	
保健師	永井希実子	
福祉課	市川博生	

4 6

4 6

[illegible]

下仁田町障害者計画

令和7年 3月

発行 下仁田町
編集 下仁田町福祉課

〒370-2601

群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 682 番地

TEL 0274-82-2111

URL <http://www.town.shimonita.lg.jp>

E-mail hukushi@town.shimonita.lg.jp